

## 2. 災害時、自治会等の初期対応

※まず自身及び家族の身の安全を確保した上で行動すること。

### ① 震度5強以上の地震発生時

- ・避難所配備職員(市職員)
- ・施設管理者(学校長)
- ・自治会四役と防災部長
- ・城所自治会自主防災隊代表者

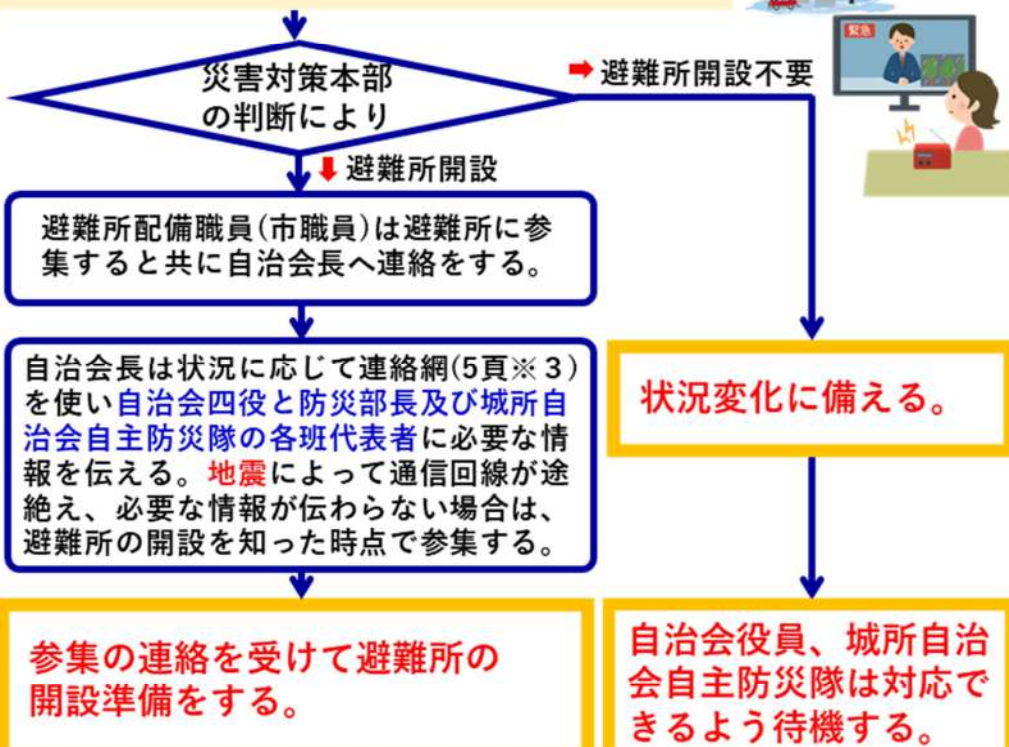


- ・城所自治会自主防災隊構成員

避難所へ自動参集し  
開設準備をする。

各班代表者からの参集指示  
に速やかに対応できるよう  
待機する。

### ② 震度5弱以下の地震発生時 及び警報(大雨、土砂災害等)発表時



## 3. 一定期間、生活をする場として避難所を開設した場合

### (1) 避難所開設までの流れ

#### ① 避難所の安全確認

避難所配備職員(市職員)、施設管理者(学校長)、自治会四役と防災部長、城所自治会自主防災隊の各班代表者

『避難所被害点検表』に基づき目視による避難所の被害状況について点検を行う。  
目視判定の為、被災状況によっては、専門家による危険度判定を実施する場合があります。

避難所としての開設決定がされるまでの間、城所自治会自主防災隊の避難・誘導班は避難者を建物内及び建物周辺に近付けないように努めること。

#### ② 避難所の開設

災害対策本部が避難所の開設を決定した場合には、開設指示に基づき避難所の開設体制を整える。

#### ③ 避難者の受け入れ

『避難者カード』を受領後、入所説明を行い、自治会別・世帯別に避難スペースに案内をする。

#### ④ 避難所の運営

避難所運営委員会は避難所運営委員会、避難所活動班及び避難者の役割分担と避難所の運営規則を公表、掲示し、避難者等に周知を図る。



## (2) 避難所の運営

## (3) 避難所の鍵の保管と確認事項

### 避難所運営委員会の設置

避難所の運営に関わる決定機関として**避難所運営委員会**が設置されます。構成メンバーは概ね次の通りです。

避難所運営委員会役割と分担について		
役名	担当者	担当業務
委員長	城所自治会長	避難所運営委員会の総責任者兼議長
副委員長	箕子橋自治会長	委員長の補佐、代理
事務局長	城所自治会副会長	避難所の庶務と事務局を担当 避難所の秩序と安全管理 避難所日誌の記録 避難所関係情報の管理
副事務局長	箕子橋自治会副会長	事務局長の補佐、代理
事務局	避難所配備職員 市職員《数名》	事務局長、副事務局長の業務補佐 避難所本部(教育委員会)との連絡調整、 情報伝達等 避難所関係情報の整理、必要事務用品等 の調達
総務班	城所・箕子橋自治会 各総務・会計担当 各防犯・防災担当 その他、各自治会役員	避難所レイアウトの策定 避難所活動班の編成 避難所の秩序と安全管理 地区住民の秩序維持と連携体制の確保 地区住民に関する情報の管理
	城所・箕子橋自治会 各民生委員	要支援者の安全と情報の管理 (個人情報の取扱い)
	施設管理者(学校長)	避難所の利用範囲、利用方法を決定する。 施設の安全管理にあたる。

鍵の場所	保管者	大住 中学校 校長	城所 自治会長	箕子橋 自治会長	避難所 職員 リーダー	避難所 職員 サブリーダー
	1 避難所門扉の鍵		○	○	○	○
2 避難所体育館の鍵		○	○	○	○	○
3 避難所昇降口の鍵		○	○	○	○	---
4 避難所校舎正面玄関の鍵		○	---	---	○	○
5 避難所備蓄倉庫の鍵		○	○	○	○	○
6 避難所校舎屋上の鍵		○	○	○	○	---
余裕教室の場所及び カギの保管場所	カギ保管場所 (職員室)					
避難所として開放できる 場所	管理・普通教室・特別教室棟(一部立入禁止区域有)、 屋内運動場、技術科棟(一部立入禁止区域有)					
立ち入り禁止の場所	校長室、職員室、事務室、各科準備室					
避難所本部の場所	第一理科室					
火気使用可能場所	管理・普通教室・特別教室棟と屋内運動場の 間の中庭、家庭科調理室					
炊き出し場所	管理・普通教室・特別教室棟と屋内運動場の間の中 庭					
洗濯及び物干し場	テニスコート					
ゴミ集積場所	正門西側					
仮設トイレの設置場所	技術科棟西側					
駐輪場	既存の自転車置場					
ペットの収容場所	校庭外周					
就寝・消灯時間	午後9時					
飲酒・喫煙	飲酒：原則禁止 (長期化した場合検討) 喫煙：別途指定					
情報掲示板の場所 安否情報、被害情報等	正門脇、体育館下屋にベニア板を設置して 掲示する。ハンドマイク、放送					
公園、空き地、テント生 活者等の対応	避難者名簿に記入してもらい、 備考欄に「○○公園にて避難生活」等と記入					
遺体安置所	市が指定する公共施設に移送					



## (4) 大住中学校避難所活動班と城所自治会自主防災隊の役割分担

No.	大住中学校避難所 《活動班》	城所自治会自主防災隊 《担当団体》	担当役割 《業務》
1	避難者受入れ班	【避難・誘導班】⇒代表者：氏子会々長 氏子会、民生委員、ごみ減量化推進委員、 (避難住民)	避難者(住民)の避難誘導・受入 避難者の受け入れ(避難者カードをもとに避難者名簿の作成管理)、 退去者の把握(避難者名簿に記載)、避難所内の高齢者・傷病者・要支 援者の把握、高齢者・要支援者の他収容施設への移送と付き添い
2	救護班	【救出・救護班】⇒代表者：体育振興会部長 体育振興会、スポーツ推進委員、さつき会、城 所ボランティア、(避難住民)	負傷者の救出・救護 傷病者への応急手当、臨時救護所との連絡調整 臨時救護所への傷病者の移送と付き添い
3	施設班	【施設班】⇒代表者：環境向上協力隊代表 城所の環境向上協力隊、(避難住民)	避難所の運営維持管理(環境整備、清掃・ゴミ処理等の衛生) 避難所内の清掃、ゴミの管理・処理、避難所内の環境整備 防災備蓄物品の搬出
4	給水・給食班	【給水・給食班】⇒代表者：太鼓保存会々長 太鼓保存会、(避難住民)	備蓄からの給食・給水 配給食料の炊出しと配布、備蓄品と不足物品の確認 配給食糧及び飲料水の保管 公園や空き地等での避難生活者への配布(避難所内での配布)
5	物資配給班	【給水・給食班】⇒代表者：太鼓保存会々長 太鼓保存会、(避難住民)	配給物品の受入・配布・保管 食糧・飲料水を除く配給物品の配布と保管、不足物資の確認 公園や空き地等での避難生活者への配布(避難所内での配布)
6	自警班	【自警班】⇒代表者：交通安全協会城所班々長 交通安全協会、城所の里を育てる会、 城島防犯協会、(避難住民)	地区内や避難所内の防犯と火災予防 地区内、避難所内の防犯対策 地区内、避難所内の火災予防
7	情報班	【情報班】⇒代表者：農業土木部々長 農業土木部、(避難住民)	情報の整理・収集・伝達 避難者等からの安否情報の収集と『避難所運営委員会』への伝達 他避難所や公園・空き地等での避難生活者に係る情報の収集 災害対策本部や『避難所運営委員会』から発せられた情報を避難者、 公園や空き地等で生活する避難者に伝達
8	ボランティア班	【特別支援班】⇒代表者：氏子会々長 氏子会、(避難住民)	復旧活動(ボランティア受入・作業配分/教示等) 来所するボランティアの受け入れ(ボランティア名簿の作成管理)、 ボランティアへの作業教示

- ※1. 上記の役割分担については、災害直後から避難所開設までの時間の経過に伴い(状況に応じて)その時の優先順位を考慮し、柔軟に対応していくものとする。No.8のボランティア班(特別支援班)は社会福祉協議会と連携して進める。
- ※2. 防災備蓄倉庫は、上地区は『貴船神社内』に、下地区は『No.5集積所：下道祖神前』付近にあります。
- ※3. 各班代表者の連絡網：自治会長⇒氏子会⇒体育振興会⇒環境向上協力隊⇒太鼓保存会⇒交通安全協会⇒農業土木



# (5) 大住中学校避難所開設、レイアウト (参考)

- 車で避難してくる避難者への対応や搬送車など車両の受入場所の確保
- グラウンドの活用を検討

- 個室を確保すべきスペース
  - 避難所運営委員会本部
  - 物資スペース
  - 救護コーナー
  - 多目的コーナー
    - 感染症対策室
    - 体調不良者等一時休憩スペース
    - 子ども親子で安心して遊べる部屋
  - 災害時対応電話・携帯電話のブース

- その他配慮すべきこと
  - 出入口等にスロープ配置
  - トイレの目隠しなどの配慮
  - 女性用の洗濯物干場の確保
  - 他地域の方の受入など、地域外の方のスペース確保
  - 盲導犬への配慮

控室	屋内体育館 <b>目安</b>		
	全体	100%	828㎡ (23m×36m)
ステージ	城所	67%	554.7㎡ (15.4m×36m)
控室	箕子橋	避難弱者スペース	物資搬入スペース
	10%	8%	15%

【参考】  
○ 各自治会別世帯数 (R1.4.10現在)

城所	340戸 (67%)
箕子橋	50戸 (10%)
計	390戸
避難弱者スペース (40戸分、8%)	※戸数の1割分確保
物資搬入スペース (80戸分、15%)	※戸数の2割分確保

